



2023年3月27日

各位

会社名 株式会社ネオジャパン  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 晶議  
(コード番号：3921、東証プライム市場)  
問い合わせ先 取締役経理財務担当 常盤 誠  
(TEL. 045-640-5900)

## 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年4月27日開催予定の当社第31回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式（以下「譲渡制限付株式」という。）の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2004年4月28日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、かつ、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

当社は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額30,000千円以内とし、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は年20,000株以内とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件として支給するものとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれの地位からも退任又は退職する日まで（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで（以下「役務提供期間」という。）の間、継続して、役職等の地位にあったこと、及び、当社の取締役会において決定する事業年度に関して当社の取締役会が定める業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間の満了日の前日までに、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役職等の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。
- ③ 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間の満了日の前日までに役職等の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。  
また、譲渡制限期間が満了した時点において、上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始の日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力の発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の一部従業員等に対しても、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度を導入する予定です。

以 上